

「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める

特定調達品目の追加等の概要(案)

(注) 主な追加・変更等に関連する部分のみ抜粋している。

追加・変更等の箇所には、取消線又は下線を付している。

1. 文具類

- ◆ ゴム印など3品目の追加
- ◆ OHPフィルム及びファイルの判断の基準に植物由来プラスチックを追加

文具類共通	<p>【判断の基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の判断の基準を適用する。</p>
<u>ゴム印</u>	
<u>ダストブロー</u>	<p>【判断の基準】</p> <p><u>オゾン層を破壊する物質及び地球温暖化係数 150 以上の物質が含まれていないこと。</u></p>
OHP フィルム	<p>【判断の基準】</p> <p><u>次のいずれかの要件をみたすこと。</u> <u>再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。</u> <u>インクジェット用のものにあっては、上記要件を満たすこと、又は植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。</u></p>

<p>ファイル</p>	<p>【判断の基準】 <u>次のいずれかの要件をみたすこと。</u> <u>文具共通の判断の基準を満たすこと。</u> <u>クリアホルダーにあつては、上記要件を満たすこと、又は植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。</u></p> <p>【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。</p>
<p><u>付箋フィルム</u></p>	<p>【配慮事項】 <u>水溶性又は水分散型の粘着材が使用されていること。</u></p>

備考) 6「地球温暖化係数」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 4 条に定められた係数とする。

2. 機器類

- ◆ ホルムアルデヒドの基準の見直し
- ◆ 配慮事項に有機溶剤及び臭気の少ない塗料の記述を追加
- ◆ 配慮事項に包装材の再利用の記述を追加

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ロ - パ - ティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	<p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 また材料からのホルムアルデヒドの放出量は放散速度が、<u>4.5mg/L以下0.02mg/m³h以下又はこれと同等のもの</u>であること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p><u>塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。</u> <u>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
---	--

備考) 3 放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のものとは、次によるものとする。

ア. 対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放出量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満足したもの。

イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

3. OA機器

- ◆ コピー機について、判断の基準<個別事項> ア.に係る表1中の下線部の数値を追加
- ◆ コピー機・複合機・拡張性のあるデジタルコピー機の備考に、今後設定を行うことを検討している基準についての記述を追加
- ◆ 配慮事項に包装材の再利用の記述を追加
- ◆ デジタル印刷機の追加

(1) コピー機等

<p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項> 古紙配合率 100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p><個別事項> コピー機 ア. コピー機（毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「<u> </u>」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） イ. 大判コピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>複合機 複合機（大判複合機を除く。）にあつては表 4 に示された区分ごとの基準、大判複合機にあつては表 5 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機 ア. 拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表 6 に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分 86 枚以上の複写が可能なものを除く。）にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を満たすこと（表 1 中「<u> </u>」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） イ. 拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 7 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 カートリッジ方式の場合、使用済カートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多</p>
--	---

	<p>く使用されていること。 <u>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
--	---

備考) 3 今後、次の事項について検討を行うこととする。

一度使用された製品からの再使用部品が相当程度使用されている製品について、再使用部品の利用率の観点から、判断の基準への追加

実使用を考慮した時のエネルギー消費効率に影響する低電力モード又はオフモード(スリープモード)からの復帰時間について、判断の基準の見直し

表1 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM：1分 当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面 コピー機能
	A 4 機	B 4 機	A 3 機	A 3 Y 機	
0 < CPM 10	11		19	27	推奨
10 < CPM 20	<u>— 17</u>		55	77	
20 < CPM 30		85	99	139	必須
30 < CPM 40	88	108	125	175	
40 < CPM 50	123	151	176	246	
50 < CPM 60	144	176	205	287	
60 < CPM 70	180	221	257	383	
70 < CPM 80	200	246	<u>— 286</u>	433	
80 < CPM 85	258	317	369	483	

(2) 電子計算機

電子計算機	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品(使用済二次電池を含む。)の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
-------	---

(3) プリンタ等

<p>プリンタ</p> <p>プリンタ/ファクシミリ兼用機</p>	<p>【判断の基準】 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。ただし から までを除く。）にあつては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 カラープリンタ（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの）にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 A3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタにあつては、表3に示された基準を満たすこと。 大判プリンタにあつては、表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済みのインク又はトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
-----------------------------------	---

(4) ファクシミリ

ファクシミリ	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済トナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
--------	--

(5) スキャナ

スキャナ	<p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
------	--

(6) ディスプレイ

ディスプレイ	<p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることを。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
--------	--

(7) シュレッダー

シュレッダー	<p>【判断の基準】 待機電力(ただし、低電力モード又はオフモードを備える機種については、これらのモードでの消費電力)が、表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u> 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。</p>
--------	--

(8) デジタル印刷機

<p><u>デジタル印刷機</u></p>	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。 古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 インク容器の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-----------------------	---

- 備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率 (W)			
		A 3 対応機		B 4 対応機, A 4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

- 備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。
- 2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。
- 3 「A 3 対応機」、「B 4 対応機」、「A 4 対応機」とは、次による。
A 3 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの
B 4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの
A 4 対応機：最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの
- 4 低電力モード（一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。）及びオートシャットオフモード（一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。）への移行時間は出荷時に 5 分以下にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械についてはその値とする。
- 5 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A：機械立ち上げ時の1時間における消費電力量（Wh）

- ・ 電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して1版目を製版し、 の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、 の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- ・ 電源投入後速度変更はしない。

B：通常時の1時間における消費電力量（Wh）

- ・ Aの測定終了後1版目を製版し、 の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で2版目の製版を開始し、 の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、Bの測定条件

一版当たりの印刷枚数	200枚/版
一時間の製版枚数	2版
一時間の印刷枚数	400枚/時
印刷速度	工場出荷時に設定された電源投入時の速度
テストチャート	A 4、画像面積比率4～7%
標準印刷用紙	64g/m ² の上質紙
測定時の環境条件	温度：21±3 / 湿度：65±10%
	測定前に12時間以上放置

プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモードまたは低電力モードへの移行を認める。

低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は5分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械についてはその値を用いる。

プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

4. 家電製品

- ◆ 電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫の基準に冷媒がノンフロンであることを追加
- ◆ 電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫の配慮事項に有機溶剤及び臭気の少ない塗料の記述を追加
- ◆ 配慮事項に包装材の再利用の記述を追加
- ◆ 電気便座の追加

(1) 電気冷蔵庫等

<p>電気冷蔵庫</p> <p>電気冷凍庫</p> <p>電気冷凍冷蔵庫</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p><u>冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないこと。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>冷媒及び断熱材発泡剤に<u>可能な限り</u>地球温暖化影響の小さい物質が使用されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生プラスチック材が多く使用されていること。</p> <p><u>塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。</u></p> <p>— <u>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
--	--

(2) テレビジョン受信機

テレビジョン受信機	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 液晶テレビであること。 液晶テレビ以外のテレビジョン受信機にあっては、表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
-----------	---

(3) ビデオテープレコーダー

ビデオテープレコーダー	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
-------------	---

(4) 電気便座

<u>電気便座</u>	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準又は算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
-------------	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、「電気便座」に含まれないものとする。

他の給湯設備から温水の供給を受けるのもの

温水洗浄装置のみのも

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
暖房便座	162
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有しないもの	189
温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するもの	$P = 38.3 \times L + 243$

備考) 1 「暖房便座」とは、暖房用の便座のみを有するものをいう。

- 2 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものいう。

- 3 P及びLは、次の数値を表すものとする。

P：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）

L：貯湯量（貯湯タンクのヒーターから上部の容積とし、当該容積は、ヒーターの位置を上にして水平になるように貯湯タンクを設置し、ヒーターの上面まで水を入れ、その水量を測定した数値とする。）（単位：L）

- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第436号（平成14年12月27日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

5. エアコンディショナー等

- ◆ ガスヒートポンプ式冷暖房機の電力の一次エネルギー換算の数値の見直し
- ◆ ガスヒートポンプ式冷暖房機のCOPの基準数値の見直し
- ◆ 配慮事項に包装材の再利用の記述を追加
- ◆ ストーブの追加

(1) エアコンディショナー

エアコンディショナー	<p>【判断の基準】 冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表1に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表2に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
------------	--

(2) ガスヒートポンプ式冷暖房機

<p>ガスヒートポンプ式冷暖房機</p>	<p>【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が、<u>4.081.10</u>を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
----------------------	--

備考) 1 「ガスヒートポンプ式冷暖房機」の判断の基準は、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものを対象とする。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

3 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については次式により、定格周波数が 50 ヘルツ・60 ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

C_c：冷房標準能力（単位：kW）

E_{gc}：冷房ガス消費量（単位：kW）

E_{ec}：冷房消費電力（単位：kW）を 1kWh につき 40,25010,050kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

C_h：暖房標準能力（単位：kW）

E_{gh}：暖房ガス消費量（単位：kW）

E_{eh}：暖房消費電力（単位：kW）を 1kWh につき 40,25010,050kJ として 1 次エネルギーに換算した値（単位：kW）

4 冷房標準能力、冷房ガス消費量、冷房消費電力、暖房標準能力、暖房ガス消費量及び暖房消費電力については、日本工業規格 B 8627-2 又は B8627-3 の規定する方法により測定する。

5 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする

(3) ストープ

<p><u>ストーブ</u></p>	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準又は算定式を用いて算出した値を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
--------------------	--

備考) 1 「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

開放式のもの

都市ガスのうち 13A のガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）第 25 条第 3 項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

半密閉式ガスストーブ

最大の燃料消費量が 4.0 L/h を超える構造の半密閉式石油ストーブ

最大の燃料消費量が 2.75 L/h を超える構造の密閉式石油ストーブ

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 1 ガスストーブに係る基準エネルギー消費効率

区 分	基準エネルギー消費効率
密閉式	82.0

表 2 石油ストーブに係る基準エネルギー消費効率又はその算定式

区 分		基準エネルギー消費効率 又はその算定式
給排気方式	伝熱方式	
密閉式	自然対流式	83.5
	強制対流式	86.0
半密閉式	放射式	69.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 L/h 以下のもの	67.0
	放射式以外のものであって最大の燃料消費量が 1.5 L/h を越えるもの	$E = -3.0L + 71.5$

備考) 1 E 及び L は、次の数値を表す。

E：基準エネルギー消費効率（単位：％）

L：最大燃料消費量（単位：L/h）

- 2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 432 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

6. 温水器等

◆ 電気給湯器など4品目を追加

(1) 電気給湯器

<p><u>電気給湯器</u></p>	<p>【判断の基準】 ヒートポンプ式給湯器であって、成績係数が3.50以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------------------	---

備考) 1 成績係数の算出方法は、次式による。

$$\text{成績係数 (COP)} = \text{定格加熱能力} / \text{定格消費電力}$$

定格加熱能力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、循環する湯水に与えられる熱量。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その熱量も加えたものとする。(単位：kW)

定格消費電力：ヒートポンプユニットが表に規定された定格加熱条件で運転した時に、消費する電力の合計。加熱ヒータにより同時に加熱を行うシステムの場合は、その消費電力も加えたものとする。(単位：kW)

表 定格加熱条件

項目	定格加熱条件 (単位：)
外気温度 (DB / WB)	16 / 12
給水温度	17
出湯温度	65

給水温度：ヒートポンプ式給湯器に供給される市水温度。(単位：)

出湯温度：ヒートポンプユニットの出口温度。(単位：)

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう (ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

(2) ガス温水機器

<u>ガス温水機器</u>	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、「ガス温水機器」に含まれないものとする。

貯蔵式湯沸器

業務の用に供するために製造されたもの

都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

暖房兼用のもの

浴室内に設置する構造のガスふろがまであつて、不完全燃焼を防止する機能を有するもの

給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

表 ガス温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率
ガス温水機器の種別	通気方式	循環方式	給排気方式	
ガス瞬間湯沸器	自然通気式		開放式	83.5
			開放式以外のもの	78.0
	強制通気式		屋外式以外のもの	80.0
			屋外式	82.0
ガスふろがま（給湯付のもの以外）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）	75.5
			密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）	71.0
			屋外式	76.4
	強制通気式	自然循環式		70.8
			強制循環式	77.0
	ガスふろがま（給湯付のもの）	自然通気式	自然循環式	半密閉式又は密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの）
密閉式（給排気部が外壁を貫通する位置が半密閉式と同程度の高さのもの以外）				77.0
屋外式				78.9
強制通気式		自然循環式		76.1
			強制循環式	78.8
			強制循環式	屋外式

備考) 1 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 434 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(3) 石油温水機器

<u>石油温水機器</u>	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、「石油温水機器」に含まれないものとする。

- ポット式バーナー付きふるがま
- 業務の用に供するために製造されたもの
- 薪材を燃焼させる構造を有するもの
- ゲージ圧力 0.1MPa を超える温水ボイラー

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 石油温水機器に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
用途	加熱形態	給排気方式 又は制御方式	
給湯用のもの	瞬間形		86.0
	貯湯式であって急速加熱形のもの		87.0
	貯湯式であって急速加熱形以外のもの		85.0
暖房用のもの	瞬間形	開放形	85.3
		半密閉式	79.4
		密閉式	82.1
	貯湯式であって急速加熱形のもの	オン - オフ制御	87.0
		オン - オフ制御以外のもの	82.0
貯湯式であって急速加熱形以外のもの		84.0	
浴用のもの	伝熱筒のあるもの		75.0
	伝熱筒のないもの		61.0

備考) 1 「給湯用のもの」とは、主として給湯用に供するものをいい、暖房用又は浴用に供するための機能が付随するものを含む。

2 「暖房用のもの」とは、主として暖房用に供するものをいい、給湯用又は浴用に供するた

めの機能が付随するものを含む。

- 3 「浴用のもの」とは、主として浴用に供するものをいい、給湯用又は暖房用に供するための機能が付随するものを含む。
- 4 「急速加熱形のもの」とは、加熱時間（日本工業規格 S3031 に規定する加熱速度の測定方法により測定した時間をいう。）が 200 秒以内のものをいう。
- 5 「伝熱筒」とは、貯湯部を貫通する煙道をいう。
- 6 「オンーオフ制御」とは、制御が点火又は消火に限り行われるものをいう。
- 7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 435 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(4) ガス調理機器

<u>ガス調理機器</u>	<p>【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>
---------------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、「ガス調理機器」に含まれないものとする。

ガスオープン

業務の用に供するために製造されたもの

都市ガスのうち 13A のガスグループに属するもの及び液化石油ガス以外のガスを燃料とするもの

ガスグリル

ガスクッキングテーブル

ガス炊飯器

カセットこんろ

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ガス調理機器に係る基準エネルギー消費効率

ガス調理機器の種別	区 分		基準エネルギー消費効率
	設置形態	バーナーの数	
ガスこんろ	卓上形		51.0
	組込形		48.5
ガスグリル付こんろ	卓上形	2口以下	56.3
		3口以上	52.4
	組込形	2口以下	53.0
		3口以上	55.6
	キャビネット形又は据置形		49.7
ガスレンジ			48.4

備考) 1 「ガスレンジ」とは、ガスオープンとガスこんろを組み合わせたものをいう。

2 「卓上形」とは、台の上に置いて使用するものをいう。

3 「組込形」とは、壁又は台に組み込んで使用するものをいう。

4 「キャビネット形」とは、専用のキャビネットの上に取り付けて使用するものをいう。

5 「据置形」とは、台又は床面に据え置いて使用するものをいう。

6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 433 号（平成 14 年 12 月 27 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

7. 照明

- ◆ 蛍光灯照明器具の配慮事項に有機溶剤及び臭気の少ない塗料の記述を追加
- ◆ 蛍光灯照明器具の配慮事項に包装材の再利用の記述を追加
- ◆ 蛍光灯照明器具の備考に今後設定を行うことを検討している基準についての記述を追加

蛍光灯照明器具	<p>【判断の基準】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。 Hfインバータ方式器具であること。 表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 <u>塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。</u> — <u>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
---------	---

備考) 2 高効率白色 LED を用いた照明器具等のエネルギー消費効率を相当程度向上し得る照明器具について、今後、技術開発や市場化の動向を踏まえつつ、品目及び判断の基準等への追加等の検討を行うものとする。

8. 自動車等

- ◆ 自動車について、判断基準 ア.に係る表3を省エネ法に基づくLPガス乗用車の燃費基準に整合
- ◆ 自動車の備考の一般公用車について、対象となる車の記述を修正

(1) 自動車

自動車	<p>【判断の基準】</p> <p>LPガス車</p> <p>ア.乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ.軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表6に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p>
-----	---

備考) 2 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。))であつて、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。)については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準のうち、平成12年度基準排出ガスの75%低減レベルに適合し、又は排出ガスを当該低減レベル以上に低減に適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの基準を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又はの自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表3 LPガス乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	46.6 <u>15.9</u> km/l以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	44.7 <u>14.1</u> km/l以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	44.0 <u>13.5</u> km/l以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	42.5 <u>12.0</u> km/l以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	40.2 <u>9.8</u> km/l以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	8.2 <u>7.9</u> km/l以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	7.0 <u>6.7</u> km/l以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	6.4 <u>5.9</u> km/l以上
車両重量が2,266kg以上	5.0 <u>4.8</u> km/l以上

9. インテリア・寝装寝具

- ◆ 木質ベッドフレームのホルムアルデヒドの基準の見直し
- ◆ ベッドフレームの配慮事項に包装材の再利用の記述を追加
- ◆ マットレスの対象に医療用、介護用を含める

<p>ベッドフレーム</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は放散速度が、<u>4.5mg/l以下0.02mg/m³h以下又はこれと同等のもの</u>であること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。<u>また、包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</u></p>
<p>マットレス</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>主要部品（フェルト類を除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、<u>ポリエステルを使用している主要繊維部品</u>全体重量比で10%以上使用されていること。 フェルト類に使用される繊維は全て未利用繊維であること。 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>修理が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

備考) 1 ベッドフレーム及びマットレスのうち、医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等特殊な用途のものについては「ベッドフレーム」及び「マットレス」に含まれないものとする。

2 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については「マットレス」に含まれないものとする。

2.3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

4 「放散速度が0.02mg/m³h以下と同等のもの」とは、次によるものとする。

ア．対応した日本工業規格又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F の基準を満足したもの。

イ．上記 ア．以外の木質材料については、日本工業規格 A1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

10. 公共工事

- ◆ **【資材】**
 - ・地盤改良用製鋼スラグなど11品目の追加
 - ・パーティクルボード・繊維板・木質系セメント板のホルムアルデヒドの基準の見直し
 - ・ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の電力の一次エネルギー換算の数値の見直し
- ◆ **【工法】**
 - ・低品位建設発生土再利用工法の追加

【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
<u>地盤改良材</u>	<u>地盤改良用製鋼スラグ</u>	【判断の基準】 サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること

<u>セメント</u>	<u>エコセメント</u>	【判断の基準】 都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであること。
-------------	---------------	--------------------------------------

<u>吹付けコンクリート</u>	<u>フライアッシュを用いた吹付けコンクリート</u>	【判断の基準】 吹付けコンクリートであって、混和材に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。
------------------	-----------------------------	--

<u>舗装材</u>	<u>再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）</u>	【判断の基準】 原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成したものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。							
		【配慮事項】 施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。							
別表									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="4">前処理によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法								
採石及び窯業廃土	前処理によらず対象								
無機珪砂（キラ）									
鉄鋼スラグ									
非鉄スラグ									

		鋳物砂 陶磁器屑 石炭灰 廃プラスチック 建材廃材（汚泥を除く。） 廃ゴム 廃ガラス 製紙スラッジ アルミスラッジ 磨き砂汚泥 石材屑 都市ごみ焼却灰 下水道汚泥 上水道汚泥 湖沼等の汚泥	溶融スラグ化 焼却灰化又は溶融スラグ化 前処理によらず対象
--	--	--	-------------------------------------

<u>土木用シート</u>	<u>再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）</u>	【判断の基準】 再生材料を用いた防砂シート、吸出防止材のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原料として再生されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で50%以上使用されていること。
---------------	-----------------------------	--

<u>製材等</u>	<u>製材</u>	【判断の基準】 間伐材、林地残材又は小径木であること
	<u>集成材</u> <u>合板</u> <u>単板積層材</u>	【判断の基準】 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であること。 居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/l以下かつ最大値で0.4mg/l以下であること。

備考) 1 「製材」「集成材」「合板」及び「単板積層材」(以下「製材等」という。)の判断の基準は、建築の木工事に於いて使用するものを対象とする。

2 樹種選択にあたり、やむを得ず弾力性、耐摩耗性等の機能的特性を重視せざるを得ない部材については、「製材等」に含まないものとする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	<p>【判断の基準】</p> <p>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が 50%以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が 20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）</p> <p>居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が <u>平均値で0.50.3mg/l以下かつ最大値で0.4mg/l以下</u> であること。</p>
---------	------------------------------	---

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本工業規格 A 1460 による。

断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、<u>あって、次の要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>オゾン層を破壊する物質を含有していないこと。</u></p> <p><u>また、再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。</u></p> <p><u>なお、断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、上記のほか次の条件要件を併せて満たすものとする</u>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 80%以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で 85%以上であること。 <p><u>断熱材のうち発泡プラスチック断熱材であって、熱伝導率が $0.028W/(m \cdot K)$ { $0.024kcal/m \cdot h \cdot$ } を超えるものについては、<u>ハイドロフルオロカーボン</u>を含有していないこと。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p><u>発泡プラスチック断熱材については、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化影響の小さい物質が使用されているか又はハイドロフルオロカーボンの使用量の低減に配慮されていること。</u></p>
-----	-----	--

備考) 熱伝導率の測定方法は、日本工業規格 A 1412 により、平均温度（試験体温度）は 20 とする。

<u>変圧器</u>	<u>変圧器</u>	【判断の基準】 エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。
------------	------------	--

- 備考) 1 「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであつて、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
- 絶縁材料としてガスを使用するもの
 - H種絶縁材料を使用するもの
 - スコット結線変圧器
 - 3以上の巻線を有するもの
 - 柱上変圧器
 - 単相変圧器であつて定格容量が 5kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの
 - 三相変圧器であつて定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの
 - 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であつて三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
 - 定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
 - 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率

変圧器の種類別	相数	区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
		定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50 H z		$E = 15.3 S^{0.696}$
		60 H z		$E = 14.4 S^{0.698}$
	三 相	50 H z	500 k V A 以下	$E = 23.8 S^{0.653}$
			500 k V A 超	$E = 9.84 S^{0.842}$
		60 H z	500 k V A 以下	$E = 22.6 S^{0.651}$
			500 k V A 超	$E = 18.6 S^{0.745}$
モールド変圧器	単 相	50 H z		$E = 22.9 S^{0.647}$
		60 H z		$E = 23.4 S^{0.643}$
	三 相	50 H z	500 k V A 以下	$E = 33.6 S^{0.626}$
			500 k V A 超	$E = 24.0 S^{0.727}$
		60 H z	500 k V A 以下	$E = 32.0 S^{0.641}$
			500 k V A 超	$E = 26.1 S^{0.716}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
- 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
- 3 E 及び S は、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率 (単位 W)
 - S : 定格容量 (単位 kVA)
- 4 表の規定は、日本工業規格 C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1474 及び 1475 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器にあつては 1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第 438 号 (平成 14 年 12 月 27 日) の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 一次エネルギー換算成績係数が1.10以上であること。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
-------	--------------------	---

備考) 1 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の判断の基準については、定格冷房能力が28kW以上のガスエンジンヒートポンプ式空気調和機に適用する。

- 2 一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式により定格周波数が50ヘルツ60ヘルツ共用のものにあつては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

$$COP = (C_c / (E_{gc} + E_{ec}) + C_h / (E_{gh} + E_{eh})) / 2$$

COP：一次エネルギー換算成績係数

C_c：冷房標準能力（単位 kW）

E_{gc}：冷房ガス消費量（単位 kW）

E_{ec}：冷房消費電力（単位 kW）を1 kWhにつき40,25010,050kJとして1次エネルギーに換算した値（単位 kW）

C_h：暖房標準能力（単位 kW）

E_{gh}：暖房ガス消費量（単位 kW）

E_{eh}：暖房消費電力（単位 kW）を1 kWhにつき40,25010,050kJとして1次エネルギーに換算した値（単位 kW）

- 3 冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、日本工業規格 B 8627-2 又は B 8627-3 の規定する方法に準拠して測定する。

- 4 冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

衛生器具	水洗式大便器	【判断の基準】 洗浄水量が10.5L/回以下であること。
------	--------	---------------------------------

備考) 1 水洗式大便器の判断の基準については、洋風便器に適用する。

【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。

1 1 . 役務

◆ 自動車整備の追加

<u>自動車整備</u>	<p>【判断の基準】 自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）を使用していること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------------	--

備考) 1 「自動車整備」とは、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）に限る。

2 「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（但し、二輪車は除く。）をいう。

3 自動車リサイクル部品は、部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合もあるため、調達目標の設定及び自動車整備の発注においては、これらの状況に配慮し、新品部品のみによる整備を無理に排除しないものとする。